

和歌山県立医科大学利益相反マネジメント要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学利益相反ポリシー（平成21年9月15日制定）に定めるところに従い、利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、産官学連携の健全な推進と大学（以下「本学」という。）の役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている者（非常勤職員を除く。以下「教職員等」という。）並びに本学が産官学連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者)

第2条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員等とする。ただし、第4条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者を対象者に加えることができる。

(対象事象)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 教職員等が産官学連携活動を行う場合（例えば、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という）との兼業活動、共同研究若しくは受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡若しくは実施許諾等並びに企業等からの研究員等の受入れを行う場合等をいう）で、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権等を取得する場合

ロ 当該企業等から一定額以上の経済的利益（研究者個人の収入として管理されている寄付金・報酬（物品の供与を含む）等）を獲得する場合

ハ 当該企業等から一定額以上の共同研究、受託研究若しくは奨学寄付金（機関の収入として管理されている研究費等）の受け入れを行う場合

ニ 当該企業等から無償の役務の提供を受ける場合

ホ 当該企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合

(2) その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する具体的事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 前項の委員会の委員については、弁護士等の学外有識者を1名以上加えるものとする。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査、相談及び助言に関する事項
- (2) 利益相反に関する個別案件の審議及び要請等に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントに関する外部への説明責任に関する事項
- (4) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査、相談及び助言)

第6条 前条第1号の調査、相談及び助言は、教職員等からの自己申告書等の提出及び第9条に規定する相談により実施する。

- 2 前項の調査及び相談の具体的な実施方法及び自己申告書の様式については、委員会が別に定める。
- 3 委員会は必要に応じて、教職員等への事情聴取等を実施することができる。

(審議、勧告等の手続)

第7条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反を構成する事実関係を確認し、本学の利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議決定する。

- 2 委員会は、第1項の審議の結果、必要と認められる場合には、関係する教職員等に対して審議結果を通知し、利益相反を構成する事実関係を改善すべき旨を要請するとともに、理事長に報告する。
- 3 前項の通知を受けた教職員等は、委員会の審議結果に異議がある場合には、委員会の委員長（以下「委員長」という）に対して再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該職員等に通知するとともに、理事長に報告する。
- 4 委員会は、第1項の審議において、今後の状況を追跡調査した上で最終決定を行う必要があると認めた場合には当該教職員等の利益相反を構成する事実関係について継続的に調査を行う。
- 5 委員会は、第2項の要請がなされた場合には、その改善及び遵守状況について調査を行う。
- 6 委員会は、前項の調査の結果、必要と認めた場合には、理事長に当該状況を報告する。

(利益相反の事務)

第8条 利益相反に関する事務は、事務局研究推進課が行う。

- 2 教職員等から提出された自己申告書等の利益相反に関する情報は、その個人情報が入部漏洩することのないよう、和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人

和歌山県立医科大学規程（平成 18 年 6 月 26 日和歌山県立医科大学規程第 130 号）の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

（委員会への相談等）

第 9 条 教職員等は、個人としての利益相反の可能性があると思われた場合には、随時、委員会に相談することができる。

- 2 前項の相談は事務局研究推進課において受け付け遅滞なく委員長に相談内容を報告する。
- 3 委員長が前項の相談内容について委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会において審議するものとする。

（大学としての利益相反への対応）

第 10 条 教職員等は、大学としての利益相反の可能性があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

- 2 前項の問題提起は事務局研究推進課において受け付け、遅滞なく委員長に問題提起の内容を報告する。
- 3 委員長は、前項の報告の結果、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認し、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。
- 4 委員会は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、理事長に勧告する。

（研修・啓発活動）

第 11 条 委員会は、利益相反マネジメントの啓発のために、教職員等に対し随時研修等を開催する。

（守秘義務）

第 12 条 本マネジメントに携わる教職員等は、本マネジメントを通じて知りえた秘密を漏らしてはならない。本マネジメントに係る業務から退いた後も同様である。

附記

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 25 日から実施する。
- 2 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。